基準等を満足し、騒音については一部環境基準を満足しない値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するとされている。また、起業者は計画交通量の見直しを踏まえ、環境影響評価法等に準じて、任意で上記環境影響評価の照査を実施したところ、評価項目のうち大気質、振動については環境基準等を満足し、騒音については一部環境基準を満足しない値が見られるものの、排水性アスファルト舗装の施工をすることにより環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行にあたり排水性アスファルト舗装の施工を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記環境影響評価その他の調査によると、本件区間内及び周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカの飛翔及び営巣が確認されているが、工事工程の配慮、騒音の発生を抑制することにより、本件事業による影響は軽微であると認められる。また、植物については、本事業地周辺に、環境省レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているエビネが確認されているが、生育可能な箇所へ移植を行い、生育環境の保全措置を行うことから、影響は少ないと認められる。また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が７箇所存在するが、起業者は、神奈川県教育委員会との協議により、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づき、バイパス方式により４車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成９年６月10日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、交差点隅切り部及び高低差処理のためののり面部等を除いて、当該都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、主要幹線道路であるにもかかわらず朝夕のピーク時に慢性的な交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　神奈川県相模原市役所

第６　収用の手続が保留されている起業地　神奈川県相模原市城山町小倉字原、字尾太及び字宮原地内

○近畿地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第五百九十五号福井都市計画都市高速鉄道事業えちぜん鉄道勝山永平寺線・三国芦原線

三　事業施行期間　自平成四年三月十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年近畿地方整備局告示第五十七号福井都市計画道路事業三・四・三号松岡菅谷線

三　事業施行期間　自平成十三年三月二十七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年近畿地方整備局告示第五十九号福井都市計画道路事業三・四・六十号宝永東線

三　事業施行期間　自平成十三年三月二十七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第三十七号福井都市計画道路事業七・五・十八号松本志比口線